

農林水産省 令和2年度輸出環境整備推進委託事業
(食品規格等調査) 調査報告書

インドネシア共和国

加工食品の登録及び製造工程認証

1. 食品登録に関する法律および政府規制：	1
2. 製品登録.....	2
3. 輸入製品の要件.....	2
4. インドネシアにおけるハラール産業政策.....	4
5. 有機加工食品.....	6
6. 遺伝子組換え製品.....	6

本報告書は、農林水産省の委託を受け、アルゴリンクス株式会社が調査を行い、取りまとめたものである。アルゴリンクス株式会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負うものではありません。これは、たとえ、アルゴリンクス株式会社がかかる損害の可能性を知らされていた場合も同様とします。

なお、食品、添加物等に関する国際的な基準及び許認可は頻繁に変更されており、信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。したがって、実際の利用に当たっては、対象国の最新の情報をご確認ください。

小売包装の形態となる全ての加工食品(国内生産及び輸入の両方)は、流通前に流通許可書を取得しなければならない。製品登録の目的は、製品がインドネシア共和国の安全性、品質、栄養、および表示規制に準拠していることを確認することにある。最新の登録手順は、BPOM 規定 No.27/2017 に記載がある。オンラインシステムから登録することが可能であり、オンラインシステムから登録ができない場合のみ手動登録が可能となっている。BPOM 規定 No.27/2017 では、製品のリスクレベルに基づいて電子登録が実施される。リスクレベルは、対象となる消費者、要求の申し立て、使用する食品添加物、特定の製造工程などの種々の要因により決定される。

1. 食品登録に関する法律および政府規制：

- 健康に関する法令 No.36/2009
- 消費者保護に関する法令 No.8/1999
- 食品に関する法令 食品法 No.18/2012
- 食品表示および広告に関する政府規則 No.69/1999
- 安全性、品質、栄養に関する政府規則 No.28/2004

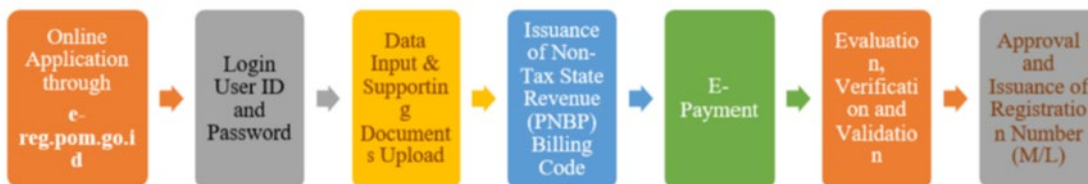
BPOM 製品登録の適用除外：

- 在宅産業により産生される食品
- 常温下での保存期間が最大 7 日間である食品
- サンプル(登録)、実験、個人消費のための少量輸入(これについては通関当局の独自の判断に委ねられる)。サンプルと実験を目的とした少量輸入については、入国許可(SKI)申請の評価に基づくものとする。
- 材料として使用され、最終消費者へは直接的に販売されない加工食品
- 消費者の需要に応じて、購入者の前で直接的に少量販売されるバルク包装食品
- ファースト・フード
- 洗浄、除去、乾燥、粉碎、切断、塩漬け、凍結、混合、または漂白を含み食品添加物(ワインディング、ワックス、グレージング剤用の食品添加物は、BPOM への登録が必要)の添加を含まない最小限の処理(収穫後)のみをおこなう食品。

同じ組成を有しているが類似の包装を共有しない製品については登録手続きが必要となる。即ち、小売包装のサイズが異なる、ラベルデザインが異なる、名称と製造場所が異なる、および輸入者と販売者の名前と所在地の両方またはいずれか一方が異なる、あるいはそのいずれも該当する製品については、新規登録が必要となる。

全ての輸入加工食品、原材料、食品添加物、加工助剤、食品成分などは、出荷毎にまたは優先度によるサービスでは 6 か月毎に、BPOM 長官から入国許可(SKI)を取得しなければならない。SKI はオンラインシステム(<https://e-bpom.pom.go.id>)から申請することができる。BPOM 規定 No.29/2017 及び No.30/2017 で SKI を規定している。

オンライン登録



手動登録



登録手続きは、現地の代理店または輸入者が実施する必要がある。通常、登録手続きには公式に説明されている期間よりも長い時間がかかり、また公開されている料金よりも多くの費用を要する。地元の代理店または輸入者に送付することができる登録手続きには、食品製造業者やサプライヤー、および製品サンプルからの詳細な要件が必要となる。

2. 製品登録

登録には新規登録、バリエーション登録(データの変更)、再登録(登録番号の有効期限の6か月~10日前に実施)の3種類がある。

登録手続き:登録審査には次の2種類がある。

- (1) 一般サービスまたはマニュアル:この登録手続きは、高リスク製品や栄養強調表示のある食品など特定食品および食品添加物に使用される(例えば、妊婦向け食品、特別食、特定の健康状態の人向けの食品、および食品添加物および香料)。インドネシア共和国のオンラインシステムを使った製品登録を行う前に、申請者は、委嘱状(LoA)、無料販売証明書(FSC)、室内試験結果、製品仕様、および原材料の仕様を裏付ける書類のハードコピーを提出しなければならない。承認された登録者は、e-regを通じて登録手続きを開始することができる。これまでの経験を踏まえると、製品登録および登録番号(ML)の取得には、少なくとも6か月を要すると考えられる。
- (2) 迅速なサービス/E-reg:一般的またはリスクの低い食品および食品添加物の審査は、e-regシステムを通じて完了することができる。MLの取得には、通常4か月~6か月の期間を要する。

輸入者は、製品登録の申請前に該当する食品製造業者を登録しなければならない。食品製造業者の登録には、そのLoA及びFSCのハードコピーをBPOMの担当責任者に提出する必要がある。また、取得した登録番号の有効期間は5年間である。

3. 輸入製品の要件

管理要件

- アルコール飲料および流通施設の監査結果のための輸入業者番号(API)、貿易事業ライセンス(SIUP)または登録輸入者

- 委嘱状または原産国の企業による承認
- 原産国の認証機関により発行された GMP/HACCP/ISO22000 証明書
- 原産国の所管官庁により発行された衛生証明書または無料販売証明書

リスクレベルを決定するための技術的要件

- 対象となる消費者
- 温度および時間に関する情報(F0)、包装または無菌処理の工程後に滅菌される市販の滅菌食品
- 特定の製造工程に関する情報:有機、照射、遺伝子工学および製品の取り扱い
- イオン化工程に関する情報:殺菌および新技術(非従来型)
- 冷凍または冷蔵保管に関する情報
- 強調表示(健康、機能的栄養、その他の機能表示、栄養含有量、栄養の比較表示など)
- 1日の平均摂取量または最大使用量を決定する食品添加物の使用
- 特定の材料の使用

リスクレベル評価の技術的要件

- 食品添加物情報を含む成分リスト
- 生産工程
- 賞味期限情報
- 生産コード情報
- ラベル設計(色彩)
- ラベル上に情報を示した商品画像
- 分析証明書

追加要件

- 商標証明書(ラベルに TM および/または®ロゴが付されている製品向け)
- インドネシア国家規格(SNI)の製品証明書(SNI が必須の製品またはラベルに SNI ロゴが付されている製品向け)
- 有機証明書(ラベルに有機のロゴが付された有機製品向け)
- 原料の GMO に関する情報:ジャガイモ、大豆、トウモロコシ、トマト)
 - ・ 注記:脂肪や油(レシチンを含む)など、高温下で複数の精製工程を経た製品の誘導体における非 GMO(non-GMO)表示は不要である
- 食品照射に関する情報(照射済み製品向け)
- ラベルにハラルロゴが付されて製品向けのハラル証明書
- その他の補足書類

スケジュール

食品の種類に基づく登録の承認または拒否に関する発行スケジュールは次の通りである。

インドネシア共和国:BPOM における食品の登録承認に関するスケジュール

食品の種類	全データ受領後のスケジュール(最大)
特定の目的のための食品	150 営業日
機能的食品、強調表示のある食品、ハーブ入りの食品(医療目的のための植物を含む)	120 営業日
照射食品、GMO、食品添加物(香料)、有機食品、牛乳および乳加工品、食肉および食肉加工品、魚介類および水産加工品、アルコール飲料	100 営業日
香料以外の食品添加物、他の種類の食品	60 営業日

4. インドネシアにおけるハラール産業政策

2014年10月17日に「ハラール製品保証に関するインドネシア政府規則第33/2014号」(以下、ハラール製品保証法)が法制化され、インドネシアにおけるハラール認証は、宗教省大臣の直下に置かれる「ハラール製品保証機関(Badan Penyelenggara Jaminan Produk Halal: BPJPH)」にゆだねられることになった。これにより、これまでインドネシア・ウラマー評議会(Majelis Ulama Indonesia: MUI)が行っていたハラール認証の権限は、BPJPHに移管された。

インドネシアのJoko Widodo(ジョコ・ウイドード)大統領は2019年6月、2014年ハラール製品保証法の施行に関する政府規則第31/2019号に署名した。この規則は、同2014年規則に関連して実施が予定されているいくつかの規則のうちの一つのものである。主な規定には、国内外のハラール認証プロセス及びハラール製品プロセスのためのガイドラインに関し、インドネシア政府省庁及びインドネシア・ウラマー評議会(MUI)との調整及び協力における、ハラール製品保証機関(BPJPH)の役割が含まれている。

政府規則第31/2019号は、全ての製品(第1条で製品とは、食品、飲料、医薬品、化粧品、化学製品、生物学的製品、遺伝子組換え製品及び消費者の良品に関連する商品及びサービスとして定義している)への要求事項を強調している。HARAMハラム(禁じられている)素材に由来する製品を除いて、ハラール認証されていることを求めている。この規則は、2014年のハラール製品保証法の実施に対応するために、さまざまなインドネシア政府省庁によって発行される予定のいくつかのうちの一つであり、特定の製品、包装、表示及びハラール認証要件に関する詳細の多くは、その後の省令で示される。

インドネシア政府規則第31/2019号:

ハラール製品保証に関する新たな実施規則は、以下の次の9章で構成されている。

第1章:一般規定

ハラール製品保証を担当する主要なGOI機関として、ハラール製品保証機構(BPJPH)を含む、さまざまな規則について定義している。第1条は、材料供給、製品加工、貯蔵、包装、流通及び展示(表示)を含むものとしてハラール製品プロセスを定義している。

第2章:ハラール製品保証の組織化における協力

第4条に基づき、BPJPHは宗教大臣の下での組織として設立され、以下の責任を負っている。

第5条から第13条までは、BPJPHと、農業省(MOA)、外務省(MOFA)、国家食品医薬品局(BPOM)、ハラール審査庁(LPH)及びインドネシア・ウラマー評議会(MUI)を含む他の利害関係者との間の協力関係を確立している。

第25条から第29条に記載されている国際協力に関する規定は、外務省との協調によるBPJPHの相互協定の受諾に基づいて、海外のハラール機関が発行するハラール証明書の相互承認を規定している。第28条(3)では、ハラール証明書は、地域又は国際的な認定協力機関において承認を得た、出身国の地方の認定機関によって認定されるものと規定している。規制のその後の公の社会化において、BPJPH関係者は、この規定は原産国とインドネシアの間で相互承認協定(MRA)を確立することを意図しているとしているが、そのような協定の正確な要件はまだ決定されていない。

第3章:ハラール検査機関

インドネシアにおいてハラール検査局(LPH)を設立し運営するための要件について説明している。この章の要件は、通常、海外のハラール認証機関には関係しない

第4章:ハラール製品プロセスにおける製造所の場所、面積、設備

第43条では、ハラール製品プロセス(PPH)の場所、面積及び設備を、ハラールではない製品から分離することを要求しており、更に、場所、面積及び設備の定義は、屠殺、処理、保管、包装、流通、マーケティング及び展示(表示)を含む。

屠殺の要件には、身体的な隔離の障壁(第 45 条)、及びハラールではない動物には代替的に使用されない屠殺用具(第 47 条)が含まれる。一般的な面積と設備の要件には、非ハラール製品用の個別の処理領域、非ハラール製品用の個別の梱包領域(第 52 条)、非ハラール製品用の個別の流通領域、マーケティング領域と表示領域が分離されている(第 56-59 条)。

第 60 条は、動物由来の非ハラール生鮮食品及び動物由来ハラール生鮮食品の別々の流通、販売及び表示に関する基準を定めている。この条項は、動物由来の非ハラール加工製品は、クロスコンタミネーションがなく、使用された機器が非ハラール系の動物由来製品の流通にも使用されていない限り、動物由来のハラール加工製品と流通のために組み合わせることができるとしている。非ハラール生鮮食品と加工食品の両方のマーケティングと展示(表示)は、ハラール生鮮食品及び加工食品のマーケティングと展示(表示)とは別にする必要があり、ほとんどの小売業者は現在、豚肉のようなハラールではない生鮮品をハラール生鮮品から分離している。

第 5 章:ハラール認証料

インドネシア国内のハラール認証に関連する料金について説明している。一般に、海外のハラール認証機関には関連しない。担当部署は、ハラール認証に関連する料金の支払いを担当し、料金は、効率的で手頃な価格で差別のないものである必要がある。

第 6 章:海外ハラール認証機関(Halal Certification Body:HCB)及びハラール認証の登録手続

BPJPH 職員による規制の第 64 条から第 67 条及びその後の公の社会化によれば、海外ハラール認証機関(HCB)及びハラール認証を登録するための手順は以下の通りである。:全ての外国のハラール機関又はハラール認証機関(HCB)は BPJPH に申請し、登録する必要がある。

BPJPH は、現在 MUI を通じて承認されているハラール認証者に、現在の承認の満了の少なくとも 3 か月前に BPJPH への登録を申請するようにアドバイスしている。

第 65 条は、HCB はハラール証明書を BPJPH に登録することを求められている。BPJPH 関係者は、これは 1 回限りの登録であり、インドネシアに輸入される全ての製品のリストを証明書に含めるべきであるとしている。

第 66 条は、BPJPH の長が海外のハラール証明書の登録番号を発行し、ハラールラベルの隣に印刷する必要がある。

第 7 章:ハラール認証における製品タイプ

この規則は、さまざまな種類の商品及びサービスを定義しており、それぞれの種類の商品及びサービスの認証プロセスはさまざまな事項を考慮して決まる。この規則では、商品又はサービスのカテゴリごとに日付の特定のプロセスを規定していない。しかし、BPJPH は、2019 年 10 月 17 日から 2024 年 10 月 17 日に完全実施に至るまでの 5 年間で、食品及び飲料製品のハラール要件が段階的に導入されるとしている。

第 8 章:監督

ハラール認証に関する BPJPH の監督上の責任について概説している。第 76 条及び第 77 条は、BPJPH の下で業務を行うハラール製品認証の検査官の責任及び監督当局の概要を説明している。

第 9 章:経過措置

経過措置に関する第 82 条は、『この政府規則の公布の前にハラール証明書を取得した製品又は第 81 条に規定される規定に従ってハラール証明書を取得した製品は、「同ハラール証明書の有効期間の満了」迄は、有効である。』と定めている。

5. 有機加工食品

有機加工食品には、許可された食品添加物の有無にかかわらず、特定の方法で加工された有機生鮮食品の食品が含まれる

農業省(MoA)規定第 64 号/2013 に基づき、輸入有機食品には以下のものが必要となる。

- 有機栽培認証機関(LSO)により発行され、その本拠地がインドネシア共和国の国内 LSO 又は国外 LSO であるかを問わず、国家認証委員会(KAN)によって認証された商取引証明書。LSO は、原産国における事業単位の認証をおこなう必要がある。
- 原産国における認定機関が発行する健康診断書又は販売証明書。

BPOM 規定第 1 号/2017 規定では、有機生鮮食品には、水分及び塩分を除く総量または重量のうち少なくとも 95% の有機生鮮食品を含んでいる必要があると記載している。水分及び塩分とは、加工時に添加した水分と塩分ことを指す。有機加工食品で許可されている食品添加物及びその他の材料は、本規定に添付されている。原材料、食品添加物、その他の材料、及び有機加工食品は、放射線処理をおこなうことはできず、また遺伝子組み換え製品に由来しないものとする。

6. 遺伝子組換え製品

政府規定第 28 号/2004 では、遺伝子組換え(GE)食品はその流通前に検査する必要があることを記載している。遺伝子組換え食品の食品サーベイランスに関する BPOM 規定第 6 号/2018 は、遺伝子組換え食品の食品安全性評価のガイドラインに関する BPOM 規定第 19 号/2016 及び第 HK.03.1.23.03.12.1563 号/2012 から置き換えられたものである。インドネシア共和国での流通前に、下記の内容を含む輸入 GE 製品の評価が実施される。

- (1) 遺伝情報、概要及び主要な説明など
- (2) ドナーとなる生物
- (3) 遺伝子組換えの説明
- (4) 遺伝子組換えの特徴
- (5) 食品安全情報として実質的な同等性、栄養価の変化、アレルギー性、及び毒性を含む

BPOM 規定第 6 号/2018 は、以下にことに対処する目的で定められた。

- (1) 輸入遺伝子組換え(GE)製品は、その評価実施後に GE 食品安全証明書の形式で BPOM から承認を得る必要があること。
- (2) 食品安全証明書の取得後、輸入者は以下を引き渡す必要がある。
 - GE 製品及び同等品のサンプル
 - 一次配列情報、検証済みの検出方法、及び認証済み参照資料を入手できる場所に関する文書
- (3) GE DNA 又は GE タンパク質を含まない GE 加工助剤は、遺伝子組換え製品バイオセーフティ委員会(BCGEP)による食品安全性評価が免除される。
- (4) 流通承認の受領後 6 か月以内に、BPOM は GE 製品及びその従来製品、又はその親種子のサンプルを提出することを申請者に対し要求する。本規定の制定前に流通された GE 製品は、2019 年 5 月を期限としてこの規定に準拠する必要がある。
- (5) 輸入者が輸入 GE 製品の評価申請書を提出する場合、提出されたデータは、認定された試験所、Good/GLP 試験所法を実施する国外の試験所、又は相互承認協定(MRA)契約を持つ試験所による実施されなければならない試験結果の形となる。